

平成25年6月17日

広島大学教職員組合執行委員長
西田 恵哉 様

広島大学理事（財務・総務担当）
平野 仁 司

附属小学校に対する労働基準監督署の是正指導に関する要求について（回答）

2013（平成25）年5月30日付けで提出のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

【要求事項】

1年単位の変形労働時間制を適用しているすべての附属学校園教員について、時間外労働手当額が教職調整額（本給の4%）を超える場合の当該超過額を、この度の労働基準監督署是正指導を受けた月の2年前まで遡って支払うことを要求します。（なお、是正指導を受けた月は2013年4月と理解しており、したがって、2年間の遡及支払いは2011年4月～2013年3月の期間に係るものとなります。）

また、当該超過額の算定にあたっては、一定の合理的算定方法を認めますので、当該超過額の算定方法についても回答して下さい。

【回答】

4月25日付けで広島中央労働基準監督署（以下「労基署」という。）から、附属小学校（翠地区）あてに、教員の労働時間管理等に関して指導があり、その一つとして「直近過去3か月の調査を実施した上で所定労働時間を超えての作業内容を確認し、労働と認められる作業に対しては不足している時間外労働手当を支払うこと」を指導されたことは、貴組合に、先般お伝えしたところ です。

この指導は、教員の長時間労働による健康障害を防止することが最大の目的であると労基署から説明を受けており、本学としては、労基署からの指導に基づき、平成25年4月～6月の3か月について全附属学校教員を対象に次のとおり遡及調査を実施することを考えています。

【遡及調査の項目】

- 1) 出勤時刻
- 2) 退勤時刻
- 3) 所定労働時間以外の業務内容（次の区分から選択）

1 校務，園務分掌	2 授業，保育準備	3 学校，園行事
4 学年，学級運営	5 生徒，児童，園児指導	6 部活動，クラブ活動（休日以外）

※次に掲げる業務は、別途、手当を支給しているため、調査対象業務からは除外。

【表1：除外する業務】

業務内容	別途支給されている手当名
学校管理下における児童・生徒に対する緊急業務（非常災害時対応，負傷・疾病等の救急業務，緊急補導業務）	特殊勤務手当

修学旅行等における児童・生徒の引率指導業務（泊を伴うもの）	特殊勤務手当
対外運動競技における児童・生徒の引率指導業務（泊を伴うもの又は休日に行うもの）	特殊勤務手当
部活動指導業務（休日に行うもの）	特殊勤務手当
教育実習の指導業務（準備、整理の業務を含む。）	特殊勤務手当
入学調査に関する業務（問題作成、監督、採点、合否判定等）	特殊勤務手当，職務付加手当
研究に関する業務	附属学校教員特別手当

- 4) 上記3) の業務の開始時刻
- 5) 上記3) の業務の終了時刻
- 6) 上記3) の業務の根拠（次の区分から選択）

1 ファイルの更新記録	2 メールの発信記録	3 上司，同僚の現認
4 本人メモ	5 その他	

なお、超過額の算定については、一定の合理的算定方法ではなく、教員から回答のあった時間数を基に算出することが適切と考えています。

一方、労働基準法第115条に規定されている賃金請求権が2年間であることは十分に承知しております。よって、今回、教員から賃金が請求できる期間の範囲内を対象に、請求があればその内容・時間数及び根拠を確認した上で、支払うべきと考えております。このことについては、遡及調査の実施の際に併せて各教員に周知する予定です。

おって、遡及調査方法については、現在、教員の負担を考慮しつつ検討しておりますが、円滑に調査ができるかどうか検証するため、試行的に附属小学校教員を対象に実施したいと考えています。